市職員の給与・定員管理等について

1　総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 （令和８年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考)前年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
7 年度	192,512	121,410,280	1,712,402	19,085,913	15.7	16.1

（2）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費				（参考） 一人当たり給与費 B／A	（参考） 中核市平均 一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末勤勉手当	計　B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 年度	1,811	7,083,783	1,424,537	2,916,959	11,425,279	6,309	－

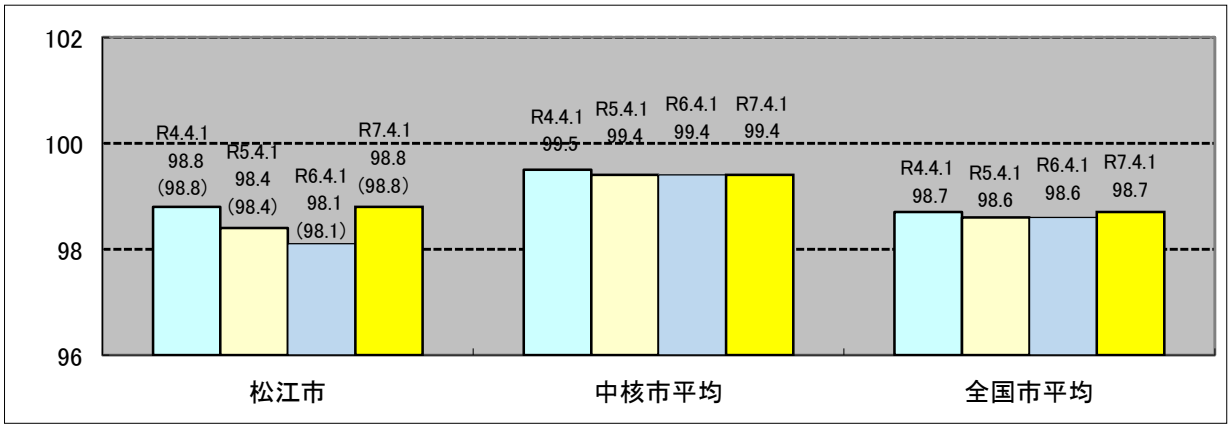
（注）1　職員手当には退職手当を含みません。

2　職員数については、令和 7 年 4 月 1 日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

4　中核市平均一人当たり給与費については、総務省より公表されてから掲載する予定です。

（3）ラスパイレス指数の状況



（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準

に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3　中核市平均及び全国市平均のラスパイレス指数は、当該団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

4　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

（4）給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
松江市は人事委員会を設置していません					%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
松江市は人事委員会を設置していません					月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

（5）社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から１０級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

〔 (実施)　未実施　〕

（給料表の改定実施時期）　令和７年４月１日
（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを行うとともに、８級に隣接する級間での給料月額の重なりの解消等を実施。

②地域手当の見直し　国と同様に見直しを実施（本市は支給対象外地域のため支給なし）

③その他の見直し内容

その他の手当についても、国の改正内容に準じて見直しを実施。

（6）特記事項　なし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
松江市	42.6 歳	337,057 円	409,266 円	363,800 円
島根県	42.0 歳	336,042 円	409,975 円	363,194 円
国	—	—	—	—
中核市	—	—	—	—

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
松江市	47.1 歳	21 人	291,619 円	328,891 円	304,976 円	—	—	—	—
うち給食調理員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自動車運転士	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中核市	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区　　分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
松江市	5,307,679 円	—	—
うち給食調理員	—	—	—
うち自動車運転士	—	—	—

（注）1　年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、前年度に支給された期末・勤勉手当、年間賞与の額を加えた試算値です。

2　職務区分ごとの内訳は個人情報保護の観点から掲載していません。

3　国、中核市、民間の数値は、総務省より公表されてから掲載する予定です。

③消防職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松江市	37.6 歳	335,601 円	411,533 円	363,040 円
中核市	―	―	―	―

④高等学校教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	49.4 歳	415,022 円	455,833 円
島根県	46.7 歳	406,097 円	457,839 円
中核市	―	―	―

⑤幼稚園教育職

区　　分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
松江市	43.0 歳	346,675 円	397,842 円
中核市	―	―	―

（注）１　「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当などを除いたもの）で算出しています。

３　国、中核市、民間の数値は、総務省より公表されてから掲載する予定です。

（２）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		松　江　市	島　根　県	国
一般行政職	大 学 卒	232,000 円	233,531 円	232,000 円
	高 校 卒	200,300 円	201,621 円	200,300 円
技能労務職	高 校 卒	198,200 円	―	―
消　防　職	大 学 卒	259,600 円	―	―
	高 校 卒	225,600 円	―	―
教　育　職（高等学校）	大 学 卒	259,800 円	261,514 円	―

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	293,532 円	365,269 円	395,275 円	415,694 円
	高 校 卒	275,900 円	※354,633 円	※392,422 円	400,927 円
技能労務職	高 校 卒	―	―	―	―
	中 学 卒	―	―	―	―
教　育　職（高等学校）	大 学 卒	―	―	―	―
	高 校 卒	―	―	―	―
消　防　職	大 学 卒	309,600 円	※380,743 円	398,025 円	―
	高 校 卒	296,467 円	338,500 円	373,740 円	―

（注）１　経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

２　※印は、当該階層の職員が３人以下のため近似の階層の職員を含めた平均額です。 なお、近似の階層にも該当がない場合は「ー」としています。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

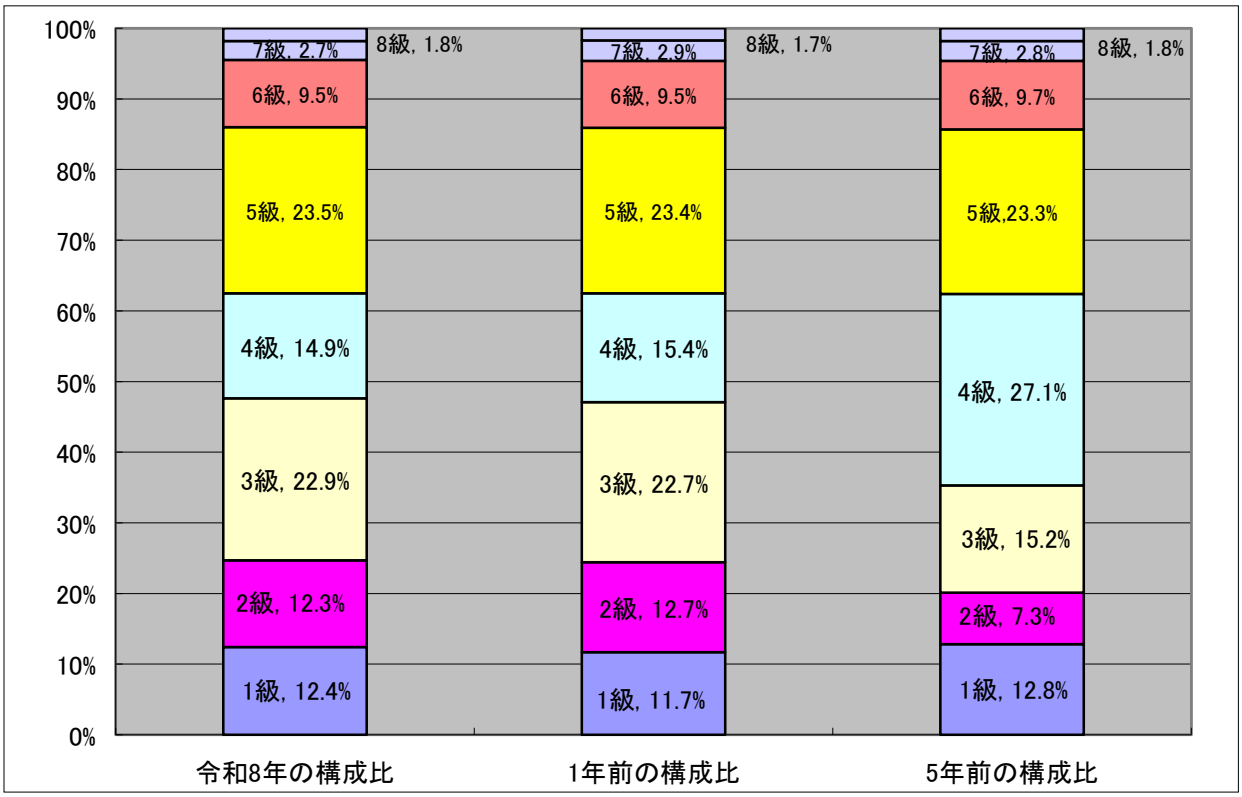
（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事、技師	145 人	12.4%	195,800 円	268,300 円
２級	主任主事	143 人	12.3%	242,000 円	316,800 円
３級	副主任	267 人	22.9%	276,300 円	364,200 円
４級	主任	174 人	14.9%	309,800 円	396,500 円

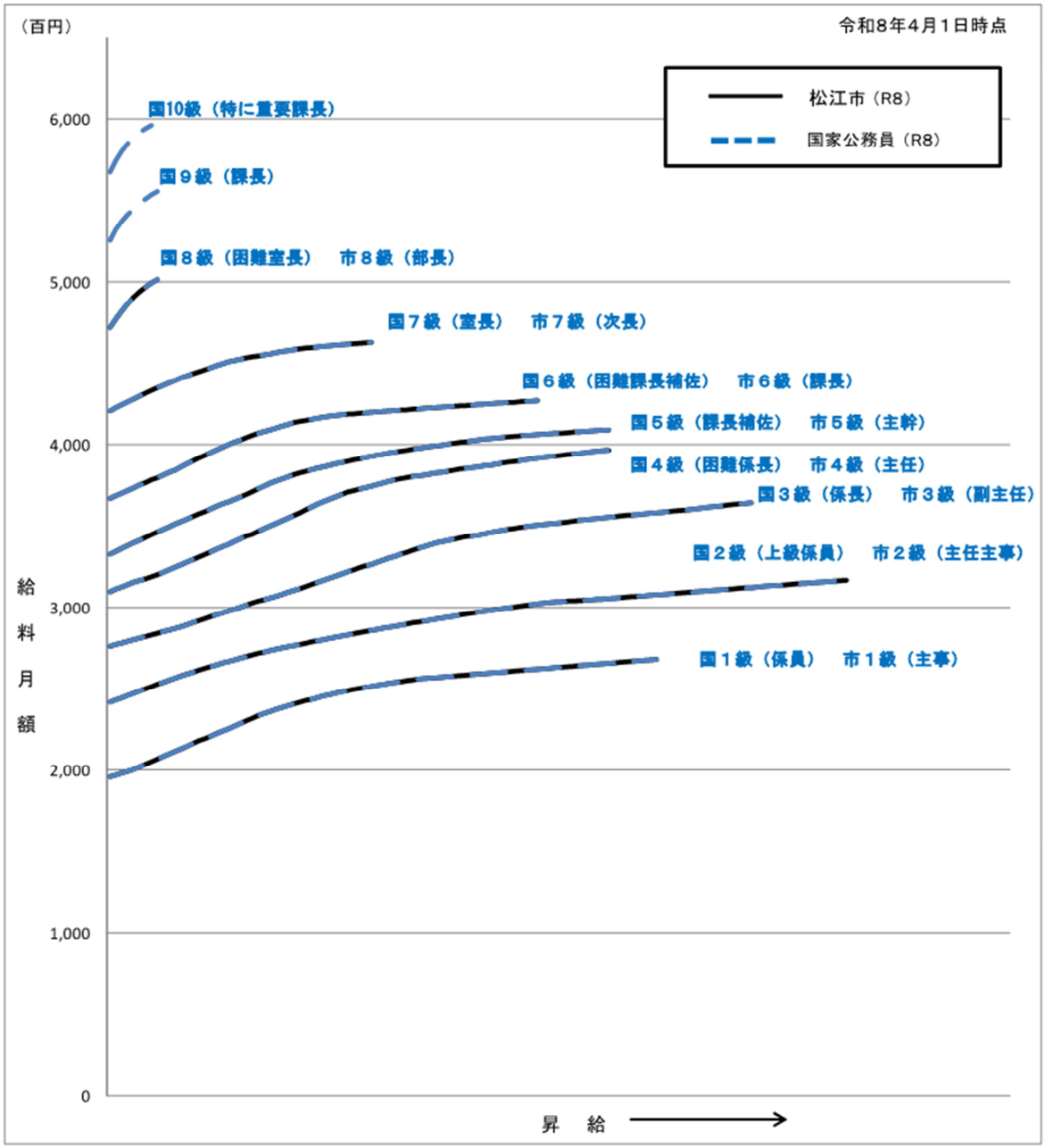
5 級	課長補佐、主幹	273 人	23.5%	332,600 円	409,000 円
6 級	課長	111 人	9.5%	366,800 円	427,000 円
7 級	次長	32 人	2.7%	420,700 円	463,000 円
8 級	部長	21 人	1.8%	471,900 円	501,500 円

（注） 1　「職員数」は、松江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2　「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務内容です。



（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和８年４月１日現在）



（３）昇給への人事評価の活用状況（松江市）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				

	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4　職員の手当の状況

（1）期末手当・勤勉手当

松　江　市	島　根　県	国
1人当たり平均支給額 （令和7年度）　1,598 千円	1人当たり平均支給額 （令和7年度）　1,692 千円	―
（令和7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425）月分（1.025）月分	（令和7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 （1.275）月分　（1.075）月分	（令和7年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.525 月分　2.125 月分 （1.425）月分（1.025）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（松江市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（２）退職手当（令和８年４月１日現在）

松　　江　　市			国		
（支給率）	自己都合	定年・勧奨	（支給率）	自己都合	定年・応募認定
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率 2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率 2～45%）		
１人当たり平均支給額					
	4,984 千円	22,040 千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

（３）地域手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）	2,423 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	605,666 円

支給対象地域又は対象者	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都特別区	20　%	2　人	20　%
京都市	8　%	1　人	8　%
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16　%	0　人	16　%

（４）特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）	18,339 千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）	42,159 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）	24.0%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和７年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当課職員	市税賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督励に従事した場合	156 千円	日額 200 円～350 円

防疫等作業手当	感染症防疫従事職員	(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項及び第 29 条第 2 項に規定する業務に従事した場合 (2)　職員が市長が規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事した場合((5)に掲げる場合を除く) (3)　職員が家畜伝染病予防法第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病(口蹄(てい)疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザに限る。)のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合 (4)　職員が家畜伝染病のうち市長が規則で定めるもの及び家畜伝染病予防法第 4 条第 1 項に規定する家畜伝染病以外の伝染性疾病のうち市長が認めるものが発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病等にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事した場合((3)に掲げる場合を除く) (5)　保健所に勤務する保健師の資格を有する職員が結核患者の療養指導(市長が規則で定めるものに限る。)に従事した場合	48 千円	日額 290 円 ～740 円
保健指導手当	保健師	結核患者等の家庭を訪問し、保健指導に従事した場合	31 千円	日額 250 円
保険料賦課徴収手当	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険担当課職員	国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料賦課徴収のため、臨宅して、調査、検査、納付の督励に従事した場合	0 千円	日額 200 円 ～350 円
行旅死病人業務手当	行旅死病人業務従事職員	旅行死亡人、病人を取り扱った場合	0 千円	1 回 2,500 円 ～5,000 円
福祉業務手当	福祉事務所職員	福祉事務所職員で、生活保護法による保護業務に従事した場合	1,989 千円	日額 350 円

		上記以外により臨宅して、調査、指導の現業事務に従事した場合	2 千円	日額 250 円
清掃業務手当	廃棄物処理業務従事職員	廃棄物処理（犬猫死体処理を除く）及びねずみ、害虫等の駆除作業に従事した場合	137 千円	日額 300 円
典礼作業手当	典礼職員	典礼の現場作業に従事した場合	0 千円	日額 350 円
特殊作業用車乗務手当	特殊作業用車運転手	特殊作業用車の運転作業に従事した場合	6 千円	日額 120 円～220 円
危険作業手当	廃棄物処理業務従事職員	ごみ焼却工場等において、焼却炉内等の灰出し等の危険作業に従事した場合	0 千円	1 時間 300 円
使用料等徴収手当	使用料等徴収担当課職員	滞納に係る市営住宅家賃、保育料等の臨宅徴収に従事した場合	0 千円	日額 350 円
滞納処分従事手当	市税、保険料徴収担当課職員	市税、国民健康保険料に係る差し押さえ等の滞納処分に従事した場合	305 千円	1 件 400 円
用地交渉手当	公共工事担当課職員	公共用地の取得等のために、土地所有者等と行う用地交渉等で市長が著しく困難であると認めるものに従事した場合	97 千円	日額 400 円
高所・地下業務手当	高層建築物監督、検査等業務従事職員	地上 10m以上又は地下 4 メートル以上の深所で行う業務に従事した場合	0 千円	日額 350 円
災害応急作業等手当	災害応急作業等従事職員	豪雨等異常な事前現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある市が管理する河川、道路その他の公共土木施設で作業に従事した場合	58 千円	日額 950 円～1,440 円（夜間および著しく危険な場所での作業の場合はそれぞれ加算あり）
教員特殊業務手当	高等学校教育職員	非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務、生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務、生徒の緊急の補導業務の従事した場合 修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務、週休日等に行われる対外運動競技、部活動等の指導業務に従事した場合	1,702 千円	日額 1,950 円～8,000 円

教育業務連絡指導手当	高等学校教育職員	市立の高等学校の教諭のうち、その職務が困難であるとして総務主任、教務主任、学年主任、国際・研修主任、生徒指導主事、進路指導主事が当該職務に従事した場合	363 千円	日額 200 円
犬猫等処理手当	犬猫等死体処理作業従事職員	犬猫等死体の処理作業に従事した場合	0 千円	1 件 220 円
消防機関員手当	消防職員	消防吏員で機関員として従事した場合	1,076 千円	1 当務 250 円～300 円
災害出動手当	消防職員	消防吏員で水火災及びその他の災害に出動した場合	419 千円	1 回 300 円
救急出場手当	消防職員	消防吏員で救急業務のため出場した場合	11,821 千円	1 回 250 円～510 円
医師手当	医師又は歯科医師の資格を有する職員	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務に従事した場合	0 千円	1 月 9 万円以内
有害物取扱手当	保健所に勤務する職員	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第 2 条に規定する毒物又は劇物あるいは労働安全衛生法施行令別表第 6 の 2 に掲げる有機溶剤有害物を取り扱う作業に 1 時間以上従事した場合	0 千円	日額 420 円
狂犬病予防作業等従事手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で、次に掲げるものに従事した場合 (1)狂犬病予防法第 5 条又は第 13 条に規定する予防注射 (2)同法第 6 条又は第 18 条に規定する捕獲、抑留又は処分 (3)同法第 8 条に規定する診断又は死体の検案 (4)同法第 9 条に規定する隔離又は殺処分 (5)同法第 12 条又は第 14 条に規定する死体の検査、死体の解剖又は殺処分 (6)同法第 13 条に規定する検診 (7)動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条、第 36 条又は第 40 条に規定する犬又は猫の引取り、収容又は殺処分 (8)島根県動物の愛護及び管理に関する条例第 17 条に規定する捕獲又は処分	7 千円	日額 370 円（犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容又は殺処分の作業に従事したとき:犬 1 頭又は猫 1 匹につき 60 円を加算）

環境衛生検査業務従事手当	公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定、廃棄物処理施設の立入検査等従事職員	(1)大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、湖沼水質保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び島根県公害防止条例に定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定の業務(帳簿若しくは書類のみに係る立入検査又は採取現地以外の場所において行う検体の測定の業務を除く。)に従事した場合 (2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は次に掲げる産業廃棄物の処理施設の立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事した場合 ①汚泥 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 ⑥動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。) ⑦動物の死体(畜産農業に係るものに限る。) (3)浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査(帳簿又は書類のみに係る立入検査を除く。)に従事した場合	21千円	日額320円(市長が認める検体の採取の作業を伴うときは180円を加算)
衛生検査業務従事手当	保健所に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査又は寄生虫学的検査に従事した場合	27千円	日額370円
と畜解体検査業務従事手当	保健所に勤務する職員	保健所に勤務すると畜検査員である職員がと畜場法第14条に規定する検査業務に従事した場合	0千円	日額420円

精神保健業務手当	保健所に勤務する職員	次に掲げる業務で精神障害者と接して行うものに従事した場合 (1)精神障害者の診療、看護、相談又は指導 (2)精神障害者の移送その他これに準ずるものとして市長が認める業務又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	74 千円	日額 420 円 ～630 円
放射線取扱業務等従事手当	保健所に勤務する職員	放射線の照射(撮影を含む。)その他市長が認める業務に従事した場合	0 千円	日額 370 円 診療放射線技術者： 1,340 円

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	691,580 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	405 千円
支給実績（令和 6 年度決算）	655,456 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	384 千円

（注）　職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

（６）その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 7 年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 7 年度)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 子（1 人当たり）　13,000 円 その他の扶養親族 （配偶者を除く）　6,500 円 特定期間（満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末）の子の加算 5,000 円 なお、その他扶養親族の支給額は、行政職給料表 8 級職員にあっては、3,500 円とする。	同じ	―	216,919 千円	244,830 円

住居手当	住宅を借りて月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 借家居住者 ・月額27,000円以下の家賃 家賃－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 （家賃－27,000円）×1/2 ＋11,000円 最高支給限度額　29,500円	異なる	借家居住者の最高支給限度額	159,040千円	275,156円
通勤手当	通勤のため交通機関を使用又は交通用具を利用する場合に支給（ただし、通勤距離が2km未満の場合を除く） 交通機関利用者 最高支給限度額 150,000円 交通用具使用者 2km～100ｋｍ以上 2,000円～66,400円 駐車場等利用者 上限額　5,000円	同じ	―	121,480千円	71,166円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 30,000円＋配偶者の住居との間の交通距離に応じた加算額（5,000円～70,000円）	異なる	交通距離に応じた加算額のうち、300km　未満の距離区分及び加算額	1,584千円	792,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級　94,000円 次長級　70,800円 課長級　33,200円～58,200円		国は俸給の特別調整額として支給(33,200　～117,500円)	143,036千円	690,996円
初任給調整手当	・第一種初任給調整手当 医師、獣医師、土木、建築職等採用による欠員の補充が困難であると認められる職に支給 月額　3,000円～310,800円 ・第二種初任給調整手当 給料月額や地域手当等から計算した額が民間の賃金の最低基準を考慮して定める額より低い職員に支給 支給額　基準額と特定額の差額を月額に換算した額	異なる	支給対象及び支給額	11,701千円	272,113円

休日勤務手当	休日等（祝日法による休日、年末年始の休日）において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給	異なる	勤務１時間当たりの給料額の算出方法	77,007 千円	126,657 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日午前５時までの間に勤務した職員に支給	異なる	勤務１時間当たりの給料額の算出方法	2,856 千円	190,417 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給（時間外勤務手当、休日勤務手当は支給されない） 一般の宿日直　4,700 円	同じ	―	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営上の必要により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 勤務１回につき 3,000 円～10,000 円 平日の午後 10 時から午前５時までの間に勤務した場合 勤務１回につき 1,500 円～5,000 円 ※勤務時間が６時間を超える場合は、上記金額に 150／100 を乗じた額を支給	異なる	勤務１回当たりの支給額	8,816 千円	51,254 円
義務教育等教員特別手当	市立の高等学校に勤務する教育職員に対して、8,600 円を超えない範囲で、職務の級及び号給に応じて支給 ※学級担任に対する加算額 １学級を１名で担任する場合 3,000 円 ２名で担任する場合　1,500 円			2,224 千円	58,522 円
災害派遣手当	災害対策基本法等に規定する災害応急対策又は災害復旧のために他の公共団体等から派遣された職員に支給 １日につき 3,970 円～6,620 円			0 千円	0 円

5　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th colspan="3">給　料　月　額　等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">給
料</td><td rowspan="2">市　長
副市長</td><td rowspan="2">1,112,000 円
906,000 円</td><td colspan="2">（参考）中核市における最高／最低額</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>報
酬</td><td>議　長
副議長
議　員</td><td>633,000 円
546,000 円
515,000 円</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期
末
手
当</td><td>市　長
副市長</td><td colspan="3">（令和 7 年度支給割合）
6 月期　1.725 月分　　12 月期　1.775 月分　　計　　3.50 月分</td></tr>
<tr><td>議　長
副議長
議　員</td><td colspan="3">（令和 7 年度支給割合）
6 月期　1.725 月分　　12 月期　1.775 月分　　計　　3.50 月分</td></tr>
<tr><td>退職
手当</td><td>市　長
副市長</td><td>（算定方式）
111.2 万円×在職月数×37.3／100
90.6 万円×在職月数×24.4／100</td><td>（1 期の手当額）
1990.9 万円
1061.1 万円</td><td>（支給時期）
任期毎</td></tr>
</table>

（注）１　退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。